

吹田市障害福祉サービス事業所等 物価高騰対策応援金のご案内

物価高騰の影響を受けておられる吹田市内の障害福祉サービス事業所等に対し、運営支援のための応援金を交付します。

I 対象サービスと交付額

	サービス種別	定員	交付額
入所系	共同生活援助、施設入所支援、短期入所（空床型短期入所を除く。）	～20人	300,000円
		21～40人	400,000円
		41～60人	500,000円
通所系	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、日中一時支援事業	～20人	100,000円
		21～40人	200,000円
		41～60人	300,000円
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、就労定着支援、計画相談支援	-	50,000円

■以下の事業所は対象外です

- (1)共生型障がい福祉サービスとして指定を受けている事業所
 - (2)設置者が地方公共団体である事業所
 - (3)同一所在地で、介護保険の訪問介護の指定を受けている居宅介護事業所
- ※（3）に該当する事業所は、高齢福祉室が行う”介護保険サービス事業所物価高騰対策応援金”の対象となります。
- (4)同一所在地において居宅介護の事業所指定を受けている訪問系事業所（重度訪問介護、行動援護、同行援護）
 - (5)同一所在地において就労移行支援の事業所指定を受けている就労定着支援事業所

II 対象要件

次のいずれにも該当する事業所等

- (1)令和7年4月1日時点で吹田市から指定を受け又は吹田市に登録され、かつ吹田市内に所在して運営している事業所等であること。
- (2) 令和7年4月1日から申請日までの間、事業を休止していないこと。
- (3) 申請日以降、引き続き障害福祉サービス等の提供を行う予定であること。

III 申請期限

令和7年（2025年）10月31日（金）まで（必着）

裏面に続く

Ⅳ 申請の流れ

1 応援金の交付申請（様式第 1 号）

メールで送付された交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、郵送もしくはメールで提出してください。

（吹田市障がい福祉室 計画グループ 応援金担当 あて）



2 吹田市から交付決定通知書を送付（様式第 2 号）



3 吹田市から応援金を交付

応援金を受け取るにあたり帳簿等の提出は必要ありませんが、10年間の保管をお願いします。

詳細は、別添の交付要領をご参照ください。

不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

【問合せ先】

吹田市 福祉部障がい福祉室 計画グループ

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

（吹田市役所 低層棟 1 階 115 番窓口）

Tel : 06-6384-1349（直通）

Mail : keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp